

薬 第 1555 - 4 号

平成 29 年 12 月 19 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、平成29年12月19日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) アダマンタン-1-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類

【通称名】ACBL(N)-018

(2) 1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン及びその塩類

【通称名】4-EA-NBOMe

(3) 2-[(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類

【通称名】25B-NBOH、2C-B-NBOH、NBOH-2C-B

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

平成 29 年 12 月 20 日

大阪府健康医療部  
薬務課麻薬毒劇物グループ  
TEL: 06-6941-9078 (直通)  
FAX: 06-6944-6701